

改正案

現行

第一条（略）

（法第七条第一項の負担金の額の算出方法）

第一条の二 法第七条第一項の負担金の額は、多目的ダム（法第二条第一項に規定する多目的ダムをいう。以下同じ。）の建設に要する費用の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額。第四項、第六条の二、第八条第二項及び第十条第一項を除き、以下同じ。）に基本計画（法第四条第一項に規定する基本計画をいう。以下同じ。）で定めたダム使用权（法第二条第二項に規定するダム使用权をいう。以下同じ。）の設定予定者の負担割合（分離費用身替り妥当支出法を基準として算定する割合をいう。以下この条及び第七条において同じ。）を乗じて得た額（法第四条第三項後段の規定により基本計画を変更して定められるダム使用权の設定予定者（以下この条及び第十九条第二項において「特定ダム使用权設定予定者」という。）にあつては、その額に、第一号の借入金の利息の額に国土交通省令で定めるところにより算定した借入金充当割合を乗じて得た額（以下この条及び第十九条第二項において「特定借入金利息額」という。）を加えた額）並びに当該ダム使用权の設定につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額とする。

- 一 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）第十五条の二第一項の規定による借入金（以下「借入金」という。）の利息の額
- 二 多目的ダムの建設工事に関する事業（以下「事業」という。）の縮小に係る不要支出額（借入金の利息の額が含まれるときは、当該

第一条（略）

（法第七条第一項の負担金の額の算出方法）

第一条の二 法第七条第一項の負担金の額は、多目的ダム（法第二条第一項に規定する多目的ダムをいう。以下同じ。）の建設に要する費用（治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）第十五条の二第一項の規定による借入金（以下「借入金」という。）の利息並びに当該費用のうち消費税及び地方消費税に相当する額に係る部分を除く。第八条及び第十条第一項を除き、以下同じ。）の額に基本計画（法第四条第一項に規定する基本計画をいう。以下同じ。）で定めたダム使用权（法第二条第二項に規定するダム使用权をいう。以下同じ。）の設定予定者の負担割合を乗じた額（法第四条第三項後段の規定により基本計画を変更して定められるダム使用权の設定予定者にあつては、その額に、借入金の利息の額に国土交通省令で定めるところにより算定した借入金充当割合を乗じた額を加えた額）並びに当該ダム使用权の設定につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額とし、その負担割合は、分離費用身替り妥当支出法を基準として算定するものとする。ただし、多目的ダムの建設の目的である各用途の緊要度の差が特に著しいと認められる場合その他分離費用身替り妥当支出法を基準とすることが著しく不相当であると認められる場合においては、優先支出法その他国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法を基準として、その負担割合を算定することができる。

利息の額を控除した額)

2 事業が縮小された場合(特定用途(法第二条第一項に規定する特定用途をいう。以下この条において同じ。)に係る部分の縮小又は事業からの撤退(ダム使用権の設定の申請が取り下げられ、又は法第十六条第二項第一号若しくは第二号に該当するとして却下されることをいう。以下同じ。)があつた場合に限る。)において、特定用途に係る部分を縮小したダム使用権の設定予定者が負担する法第七条第一項の負担金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額を加えた額(特定ダム使用権設定予定者にあつては、その額に、その額に対応する特定借入金利息額を加えた額)とし、事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者が負担する法第七条第一項の負担金の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額(特定ダム使用権設定予定者にあつては、その額に、その額に対応する特定借入金利息額を加えた額)とする。ただし、これらにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができる。

- 一 特定用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつた場合に次に掲げる額を合算した額。ただし、特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者が二以上あるときは、当該合算した額に、当該二以上の者のそれぞれが単独で当該特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合におけるイに掲げる額の合計額に対するその者が単独で当該特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合におけるイに掲げる額の割合を乗じて得た額とする。
- イ 当該事業の縮小に係る不要支出額(借入金の利息の額が含まれるときは、当該利息の額を控除した額)
- ロ 当該事業の縮小後において、多目的ダムの建設に要する費用の額に消費税及び地方消費税に相当する額から国が納める義務があ

る消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を加えた額に洪水等による災害の発生の防止若しくは軽減又は流水の正常な機能の維持若しくは増進のための用途（以下この条及び第六条の第二項において「治水関係用途」という。）に係る負担割合を乗じて得た額が、当該治水関係用途に係る投資可能限度額を超えるときにあつては当該超える額、当該投資可能限度額を超えないときにあつては零

ハ 当該事業の縮小後において、流水を特定用途に供するダム使用権の設定予定者の前項の規定により算出した額（特定ダム使用権設定予定者にあつては、特定借入金利息額を控除した額）からその額に含まれる国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額が、当該ダム使用権の設定予定者の投資可能限度額（当該者が特定用途に係る部分を縮小したときは、当該者の当該特定用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該者の投資可能限度額）を超えるときにあつては当該超える額（投資可能限度額を超えるダム使用権の設定予定者が二以上あるときは、当該超える額の合計額）、当該投資可能限度額を超えないときにあつては零

二 特定用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退と併せて治水関係用途に係る部分の縮小があつた場合、次の式により算出した額。ただし、特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者が二以上あるときは、当該算出した額に、当該二以上の者のそれぞれが単独で当該特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合における前号イに掲げる額の合計額に対するその者が単独で当該特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合における同号イに掲げる額の割合を乗じて得た額とする。

$U^w$

$(U + Ef + Ew) \times$

$Uf + U^w$

この式において、U、Ef、Ew、Uf及びUwは、それぞれ次の数値を表すものとする。

U 前号イに掲げる額

Ef 前号ロに掲げる額。この場合において、同号ロ中「当該治水関係用途に係る投資可能限度額」とあるのは、「当該治水関係用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該治水関係用途に係る投資可能限度額」とする。

Ew 前号ハに掲げる額

Uf 治水関係用途に係る部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

Uw 特定用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

3 事業が縮小された場合において、ダム使用権の設定予定者の第一項の規定により算出した額（特定ダム使用権設定予定者にあつては、特定借入金利息額を控除した額）からその額に含まれる国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額が、当該者の投資可能限度額（当該者が特定用途に係る部分を縮小したときは、当該者の当該特定用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該者の投資可能限度額）を超えるときは、当該者が負担する法第七条第一項の負担金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該超える額及びその額に対応する借入金の利息の額に相当する額を控除した額とする。

4 すべてのダム使用権の設定予定者の事業からの撤退により基本計画が廃止された場合において、ダム使用権の設定予定者（当該廃止前に事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者を除く。以下この項において同じ。）が負担する法第七条第一項の負担金の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額（特定ダム使用権設定予定者にあつては、その額に、その額に対応する特定借入金利息額を加えた額）とする。ただし、これら

により算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができる。

一 治水関係用途に係る部分のみの建設が継続される場合（次号に規定する場合を除く。）次に掲げる額を合算した額。ただし、事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者が二以上あるときは、当該合算した額に、当該二以上の者の負担割合の合計に対するその者の負担割合の割合を乗じて得た額とする。

イ 当該基本計画の廃止に係る不要支出額（借入金の利息の額が含まれるときは、当該利息の額を控除した額。第三号において同じ。）。

ロ 当該基本計画の廃止に係る多目的ダムの建設に要する費用の額（借入金の利息が含まれるときは、当該利息の額を控除した額。第三号において同じ。）からイに掲げる額を控除した額と、当該基本計画の廃止後に当該多目的ダムのうち治水関係用途に係る部分のみの建設に要する推定の費用の額とを合算した額が、当該治水関係用途に係る投資可能限度額を超えるときにあつては当該超える額、当該投資可能限度額を超えないときは零

二 すべてのダム使用権の設定予定者の事業からの撤退と併せて治水関係用途に係る部分の縮小があつた場合 次の式により算出した額。ただし、事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者が二以上あるときは、当該算出した額に、当該二以上の者の負担割合の合計に対するその者の負担割合の割合を乗じて得た額とする。

$$(U + Ef) \times \frac{Uw}{Uf + Uw}$$

この式において、U、Ef、Uf及びUwは、それぞれ次の数値を表すものとする。

U 前号イに掲げる額

Ef 前号ロに掲げる額。この場合において、同号ロ中「当該治

水関係用途に係る投資可能限度額」とあるのは、「当該治水関係用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該治水関係用途に係る投資可能限度額」とする。

Uf 治水関係用途に係る部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

Uw 事業からの撤退のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

三 治水関係用途に係る部分の建設が継続されない場合 基本計画の廃止に係る不要支出額（当該不要支出額が、当該基本計画の廃止に係る多目的ダムの建設に要する費用の額に事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者の負担割合（事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者が二以上あるときは、当該二以上の者の負担割合の合計）を乗じて得た額を超える場合にあつては、当該負担割合を乗じて得た額）。ただし、事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者が二以上あるときは、その額に、当該二以上の者の負担割合の合計に対するその者の負担割合の割合を乗じて得た額とする。

5 第一項の負担割合は、多目的ダムの建設の目的である各用途の緊要度の差が特に著しいと認められる場合その他分離費用身替り妥当支出法を基準とすることが著しく不適当であると認められる場合においては、優先支出法その他国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法を基準として算定することができる。

(分離費用身替り妥当支出法)

第二条 前条第一項及び第五項に規定する分離費用身替り妥当支出法は、多目的ダムの建設の目的である各用途について次に掲げる金額を合計した金額をそれぞれの用途についての負担額とする方法とする。

- 一 分離費用の額
- 二 身替り建設費及び妥当投資額のうちいずれか少ない金額から多目的ダムの効用を全うするため必要な水路、建物、機械その他の施設

(分離費用身替り妥当支出法)

第二条 前条に規定する分離費用身替り妥当支出法は、多目的ダムの建設の目的である各用途について次の各号に掲げる金額を合計した金額をそれぞれの用途についての負担額とする方法とする。

- 一 分離費用の額
- 二 身替り建設費及び妥当投資額のうちいずれか少ない金額から多目的ダムの効用を全うするため必要な水路、建物、機械その他の施設又

又は工作物（以下「多目的ダムの関連施設」という。）で専ら当該用途に供されるものの設置に要する費用及び分離費用の額を控除した金額（多目的ダムの建設が完了した時から相当の期間を経過した後には多目的ダム及び多目的ダムの関連施設の効用が発生することとされており、かつ、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める要件を備える用途にあつては、身替り建設費及び妥当投資額のうちいずれか少ない金額から多目的ダムの関連施設で専ら当該用途に供されるものの設置に要する費用の額を控除した金額を国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める率で除して得た金額から分離費用の額を控除した金額）を算出し、その金額の合計額に対するその金額の比率をもつて、多目的ダムの建設に要する費用の額から分離費用の額の合計額を控除した金額をあん分した金額

2 多目的ダムの関連施設で多目的ダムの建設の目的である二以上の用途に供されるもの（多目的ダムの建設の目的である各用途のすべてに供されるものを除く。）があるときは、前項第二号の規定の適用については、当該各用途につき国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法を基準として当該多目的ダムの関連施設の設置に要する費用をあん分した金額を多目的ダムの関連施設で専ら当該用途に供されるものの設置に要する費用の額とみなす。

（優先支出法）

第三条 第一条の二第五項に規定する優先支出法は、多目的ダムの建設の目的である各用途の優先順位に従つて、順次、当該用途に係る身替り建設費及び妥当投資額のうちいずれか少ない金額から多目的ダムの関連施設で専ら当該用途に供されるものの設置に要する費用の額を控除した金額を算出し、その金額（第二順位以下の用途については、その金額が多目的ダムの建設に要する費用の額から先順位の用途について算出されたその金額の合計額を差し引いた残額を超えるときは、その残額）をそれぞれの用途についての負担額とする方法とする。

2  
3 （略）

は工作物（以下「多目的ダムの関連施設」という。）でもつばら当該用途に供されるものの設置に要する費用及び分離費用の額を控除した金額（多目的ダムの建設が完了した時から相当の期間を経過した後には多目的ダム及び多目的ダムの関連施設の効用が発生することとされており、かつ、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める要件を備える用途にあつては、身替り建設費及び妥当投資額のうちいずれか少ない金額から多目的ダムの関連施設でもつばら当該用途に供されるものの設置に要する費用の額を控除した金額を国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める率で除して得た金額から分離費用の額を控除した金額）を算出し、その金額の合計額に対するその金額の比率をもつて、多目的ダムの建設に要する費用の額から分離費用の額の合計額を控除した金額をあん分した金額

2 多目的ダムの関連施設で多目的ダムの建設の目的である二以上の用途に供されるもの（多目的ダムの建設の目的である各用途のすべてに供されるものを除く。）があるときは、前項第二号の規定の適用については、当該各用途につき国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法を基準として当該多目的ダムの関連施設の設置に要する費用をあん分した金額を多目的ダムの関連施設でもつばら当該用途に供されるものの設置に要する費用の額とみなす。

（優先支出法）

第三条 第一条の二に規定する優先支出法は、多目的ダムの建設の目的である各用途の優先順位に従つて、順次、当該用途に係る身替り建設費及び妥当投資額のうちいずれか少ない金額から多目的ダムの関連施設でもつばら当該用途に供されるものの設置に要する費用を控除した金額を算出し、その金額（第二順位以下の用途については、その金額が多目的ダムの建設に要する費用から先順位の用途について算出されたその金額の合計額を差し引いた残額をこえるときは、その残額）をそれぞれの用途についての負担額とする方法とする。

2  
3 （略）

(分離費用)

第四条 第二条第一項に規定する分離費用は、多目的ダムの建設の目的である各用途について、多目的ダムの建設に要する費用の額から多目的ダムの建設に替えて当該用途を除く他の用途のすべてに供されるダムでこれらの用途について多目的ダムが有する効用と同等の効用を有するものを設置する場合に要する推定の費用の額を控除した額とする。

第五条・第六条 (略)

(不要支出額)

第六条の二 第一条の二第一項第二号及び第二項第一号に規定する事業の縮小に係る不要支出額は、多目的ダムの建設に要する費用の額と当該事業の縮小後の多目的ダムが有する効用と同等の効用を有する多目的ダムの建設に要する推定の費用の額との差額とする。

2 第一条の二第四項第一号及び第三号に規定する基本計画の廃止に係る不要支出額は、当該基本計画の廃止に係る多目的ダムの建設に要する費用の額と、当該基本計画の廃止までに建設した当該多目的ダムのうち治水関係用途に供することができるものと認められる部分の建設に要する推定の費用の額との差額とする。

(投資可能限度額)

第六条の三 第一条の二第二項から第四項までに規定する投資可能限度額は、多目的ダムの建設の目的である各用途について身替り建設費及び妥当投資額のうちいずれか少ない金額から当該多目的ダムの関連施設で専ら当該用途に供されるものの建設に要する費用の額を控除した金額をいう。

第七条 (略)

(分離費用)

第四条 第二条第一項に規定する分離費用は、多目的ダムの建設の目的である各用途について、多目的ダムの建設に要する費用から多目的ダムの建設に替えて当該用途を除く他の用途のすべてに供されるダムでこれらの用途について多目的ダムが有する効用と同等の効用を有するものを設置する場合に要する推定の費用を控除した費用とする。

第五条・第六条 (略)

(新設)

(新設)

第七条 (略)



(費用の範囲等)

第八条 法第七条第一項の負担金の額を算出する場合の多目的ダムの建設に要する費用の範囲は、多目的ダム及び多目的ダムの関連施設で多目的ダムの建設の目的である各用途のすべてに供されるものの設置のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、事務取扱費、実施計画調査費及び災害復旧費並びに附属諸費並びに借入金の利息(基本計画の廃止に伴い追加的に必要となる費用を含む。)とする。

2 次に掲げる額があるときは、当該額を前項の多目的ダムの建設に要する費用の額から控除するものとする。

一 法第九条第一項の規定により国土交通大臣が負担させる同項の負担金に相当する額

二 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六十七条又は第六十八条第二項の負担金に相当する額

三 法第四条第四項の基本計画の変更又は廃止の場合であつて当該変更又は廃止前に事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者の法第七条第一項の負担金の額として第一条の二第二項の規定により算出した額

(法第七条第一項の負担金の納付の方法及び期限等)

第九条 法第七条第一項の負担金の納付の方法及び期限は、負担金の区分に応じ、次に定めるところによる。

一 次号及び第三号に掲げる負担金以外の負担金は、毎年度、国土交通大臣が当該年度の事業計画に応じて定める額を、国土交通大臣が当該年度の資金計画に基づいて定める期限までに納付すること。

二 法第四条第三項後段の規定により基本計画を変更して定められるダム使用権の設定予定者が負担すべき負担金で借入金に対応するものは、当該借入金の償還の計画を勘案して国土交通大臣が定めるところにより納付すること。

三 事業からの撤退をしたダム使用権の設定予定者が負担すべき負担

(費用の範囲等)

第八条 法第七条第一項の負担金の額を算出する場合の多目的ダムの建設に要する費用の範囲は、多目的ダム及び多目的ダムの関連施設で多目的ダムの建設の目的である各用途のすべてに供されるものの設置のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、事務取扱費、実施計画調査費及び災害復旧費並びに附属諸費並びに借入金の利息とする。

2 法第九条第一項の規定により国土交通大臣が負担させる同条同項の負担金又は河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六十七条若しくは第六十八条第二項の負担金があるときは、その負担金に相当する額を前項の多目的ダムの建設に要する費用の額から控除するものとする。

(法第七条第一項の負担金の納付の方法及び期限等)

第九条 法第七条第一項の負担金の納付の方法及び期限は、負担金の区分に応じ、次の各号に定めるところによる。

一 次号に掲げる負担金以外の負担金は、毎年度、国土交通大臣が当該年度の事業計画に応じて定める額を、国土交通大臣が当該年度の資金計画に基づいて定める期限までに納付すること。

二 法第四条第三項後段の規定により基本計画を変更して定められるダム使用権の設定予定者が負担すべき負担金で借入金に対応するものは、当該借入金の償還の計画を勘案して国土交通大臣が定めるところにより納付すること。

(新設)

金の額として第一条の二第二項又は第四項の規定により算出した額が、当該者が事業からの撤退をする前に既に納付した法第七条第一項の負担金の額を超える場合における当該超える額に相当する負担金は、当該事業からの撤退後に国土交通大臣が定めるところにより納付すること。

2  
(略)

第十条〜第十四条 (略)

(法第十二条の還付金の額)

第十四条の二 法第十二条の規定により還付する既に納付した法第七条第一項の負担金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 ダム使用权の設定予定者が既に納付した法第七条第一項の負担金の全額

二 ダム使用权の設定予定者の事業からの撤退により当該事業が縮小され、又は当該事業に係る基本計画が廃止されたときに当該者に還付する場合 当該者が既に納付した法第七条第一項の負担金の額から当該者について第一条の二第二項又は第四項の規定により算出した額を控除した額(当該者が既に納付した法第七条第一項の負担金の額が第一条の二第二項又は第四項の規定により算出した額を超えない場合にあつては零)

第十五条〜第十八条 (略)

(管理費用の負担割合等)

第十九条 法第三十三条の規定によりダム使用权者が負担する負担金の額は、多目的ダムの維持、修繕その他の管理に要する費用の額(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)にダム使用权者管理費用負担割合を乗じて得た額並びに当該ダム使用权者のために行う当該多目

2  
(略)

第十条〜第十四条 (略)

(新設)

第十五条〜第十八条 (略)

(管理費用の負担割合等)

第十九条 法第三十三条の規定によりダム使用权者が負担する負担金の額は、多目的ダムの維持、修繕その他の管理に要する費用(当該費用のうち消費税及び地方消費税に相当する額に係る部分を除く。)の額にダム使用权者管理費用負担割合を乗じた額並びに当該ダム使用权者

的ダムの維持、修繕その他の管理につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額とする。

2 前項のダム使用権者管理費用負担割合は、当該ダム使用権者の第一条の二第一項の規定により算出した額から当該ダム使用権の設定につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額を控除した額（特定ダム使用権設定予定者として定められたダム使用権者にあつては、その額から特定借入金利息額を控除した額）又は当該ダム使用権者の法第二十七条の納付金の額から当該ダム使用権の設定につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額を控除した額の当該多目的ダムの建設に要した費用の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、当該ダム使用権者の法第七条第一項の負担金の算出に係る第一条の二第一項各号又は第八条第二項第三号に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額）に対する割合とする。

3・4 (略)

第二十条 (略)

のために行う当該多目的ダムの維持、修繕その他の管理につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額とする。

2 前項のダム使用権者管理費用負担割合は、当該ダム使用権者の法第七条第一項の負担金の額から当該ダム使用権の設定につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額を控除した額（法第四条第三項後段の規定により基本計画を変更してダム使用権の設定予定者として定められたダム使用権者にあつては、多目的ダムの建設に要した費用（借入金の利息並びに当該費用のうち消費税及び地方消費税に相当する額に係る部分を除く。以下この項において同じ。）の額に第一条の二に規定する負担割合を乗じた額）又は当該ダム使用権者の法第二十七条の納付金の額から当該ダム使用権の設定につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額を控除した額の当該多目的ダムの建設に要した費用の額に対する割合とする。

3・4 (略)

第二十条 (略)

改正案

現行

（特別水利使用者負担金の額の算出方法）  
 第三十八条の四 法第七十条の二第一項の河川工事（かんがい又は発電のため流水を占用する特別水利使用者に対する水の供給を確保することをその目的に含むものを除く。以下「流況調整河川工事」という。）に要する費用について同項の規定により河川管理者が負担させる負担金（以下「工事負担金」という。）の額は、当該流況調整河川工事に要する費用の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額。次項第一号ロにおいて同じ。）に特別水利使用者の負担割合（身替り支出法を基準として算定する割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額並びにその者に当該流況調整河川工事により設置する河川管理施設（以下「流況調整河川管理施設」という。）を利用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額とする。  
 一 流況調整河川工事に関する事業（以下この条、第三十八条の六及び第三十八条の八第二号において「事業」という。）の縮小に係る不要支出額  
 二 第三十八条の三第二項の規定により流況調整河川工事に関する費用及び費用の負担に関する事項を変更する場合であつて当該変更前に事業からの撤退（当該事業に係る特別水利使用者が、その後の事情の変化により当該事業に係る流況調整河川管理施設を利用して水の供給を受けようとしなくなることをいう。以下同じ。）をした特別水利使用者が負担する工事負担金の額として第二項の規定により算出した額

（特別水利使用者負担金の額の算出方法）  
 第三十八条の四 法第七十条の二第一項の河川工事（かんがい又は発電のため流水を占用する特別水利使用者に対する水の供給を確保することをその目的に含むものを除く。）に要する費用又は当該河川工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用について同項の規定により河川管理者が負担させる負担金（第三十八条の六及び第三十八条の七において「負担金」という。）の額は、当該河川工事に要する費用又は当該河川工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用（これらの費用のうち消費税及び地方消費税に相当する額に係る部分を除く。）の額に特別水利使用者の負担割合を乗じた額並びにその者に当該河川管理施設を利用させること又はその者のために行う当該河川管理施設の管理につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額とし、その負担割合は、身替り支出法を基準として算定するものとす。ただし、当該河川工事の目的である各用途の緊要度の差が特に著しいと認められる場合その他身替り支出法を基準とすることが著しく不適當であると認められる場合においては、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法を基準として、その負担割合を算定することができる。

2 事業が縮小された場合において、かんがい又は発電以外の用途（以

下この条において「特定用途」という。）に係る部分を縮小した特別水利使用者が負担する工事負担金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額とし、事業からの撤退をした特別水利使用者が負担する工事負担金の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。ただし、これらにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができる。

一 特定用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつた場合に次に掲げる額を合算した額。ただし、特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をした特別水利使用者が二以上あるときは、当該合算した額に、当該二以上の者のそれぞれが単独で当該特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合におけるイに掲げる額の合計額に対するその者が単独で当該特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合におけるイに掲げる額の割合を乗じて得た額とする。

イ 当該事業の縮小に係る不要支出額

ロ 当該事業の縮小後において、流況調整河川工事に要する費用の額に消費税及び地方消費税に相当する額から国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を加えた額に河川の流水の状況の改善及び流水によつて生ずる公害の除却又は軽減のための用途（以下この条及び第三十八条の六第二項において「治水関係用途」という。）に係る負担割合を乗じて得た額が、当該治水関係用途に係る身替り建設費を超えるときにあつては、当該超える額、当該身替り建設費を超えないときにあつては零

ハ 当該事業の縮小後において、流水を特定用途に供する特別水利使用者の前項の規定により算出した額からその額に含まれる国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額が、当該特別水利使用者の身替り建設費（当該者が特定用途に

係る部分を縮小したときは、当該者の当該特定用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該者の身替り建設費)を越えるときにあつては当該超える額(身替り建設費を越える特別水利使用者が二以上あるときは、当該超える額の合計額)、当該身替り建設費を越えないときにあつては零

二 特定用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退と併せて治水関係用途に係る部分の縮小があつた場合 次の式により算出した額。ただし、特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をした特別水利使用者が二以上あるときは、当該算出した額に、当該二以上の者のそれぞれが単独で当該特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合における前号イに掲げる額の合計額に対するその者が単独で当該特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合における同号イに掲げる額の割合を乗じて得た額とする。

$$(U + Ef + Ew) \times \frac{Uf + Uw}{Uw}$$

この式において、U、Ef、Ew、Uf及びUwは、それぞれ次の数値を表すものとする。

U 前号イに掲げる額

Ef 前号ロに掲げる額。この場合において、同号ロ中「当該治水関係用途に係る身替り建設費」とあるのは、「当該治水関係用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該治水関係用途に係る身替り建設費」とする。

Ew 前号ハに掲げる額

Uf 治水関係用途に係る部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

Uw 特定用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

3 事業が縮小された場合において、特別水利使用者の第一項の規定により算出した額からその額に含まれる国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額が、当該者の身替り建設費（当該者が特定用途に係る部分を縮小したときは、当該者の当該特定用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該者の身替り建設費）を超えるときは、当該者が負担する工事負担金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該超える額を控除した額とする。

4 すべての特別水利使用者が事業からの撤退をした場合において、特別水利使用者（当該撤退前に事業からの撤退をした特別水利使用者を除く。以下この項において同じ。）が負担する工事負担金の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。ただし、これらにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができる。

一 治水関係用途に係る部分のみの河川工事が継続される場合（次号に規定する場合を除く。）次に掲げる額を合算した額。ただし、事業からの撤退をした特別水利使用者が二以上あるときは、当該合算した額に、当該二以上の者の負担割合の合計に対するその者の負担割合の割合を乗じて得た額とする。

イ すべての特別水利使用者の事業からの撤退に係る不要支出額  
ロ すべての特別水利使用者の事業からの撤退に係る流況調整河川工事に要する費用の額からイに掲げる額を控除した額と、すべての特別水利使用者の撤退後に当該事業に係る流況調整河川管理施設のうち治水関係用途に係る部分のみの河川工事に要する推定の費用の額とを合算した額が、当該治水関係用途に係る身替り建設費を超えるときにあつては当該超える額、当該身替り建設費を超えないときにあつては零

二 すべての特別水利使用者の事業からの撤退と併せて治水関係用途に係る部分の縮小があつた場合 次の式により算出した額。ただし

、事業からの撤退をした特別水利使用者が二以上あるときは、当該算出した額に、当該二以上の者の負担割合の合計に対するその者の負担割合の割合を乗じて得た額とする。

$$(U + Ef) \times$$

$$\frac{Uf + Uw}{A[U]}$$

この式において、U、Ef、Uf及びUwは、それぞれ次の数値を表すものとする。

U 前号イに掲げる額

Ef 前号ロに掲げる額。この場合において、同号ロ中「当該治水関係用途に係る身替り建設費」とあるのは、「当該治水関係用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該治水関係用途に係る身替り建設費」とする。

Uf 治水関係用途に係る部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

Uw 事業からの撤退のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

5 三 治水関係用途に係る部分の河川工事が継続されない場合 すべて  
の特別水利使用者の事業からの撤退に係る不要支出額（当該不要支出額が、すべての特別水利使用者の事業からの撤退に係る流況調整河川工事に要する費用の額に事業からの撤退をした特別水利使用者の負担割合（事業からの撤退をした特別水利使用者が二以上あるときは、当該二以上の者の負担割合の合計）を乗じて得た額を超える場合は、当該二以上の者の負担割合の合計）を乗じて得た額）を乗じて得た額とする。ただし、事業からの撤退をした特別水利使用者が二以上あるときは、その額に、当該二以上の者の負担割合の合計に対するその者の負担割合の割合を乗じて得た額とする。

5 第一項の負担割合は、流況調整河川工事の目的である各用途の緊要度の差が特に著しいと認められる場合その他身替り支出法を基準とす



ることが著しく不適当であると認められる場合には、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法を基準として算定することができる。

6 流況調整河川管理施設の管理に要する費用について法第七十条の二第一項の規定により河川管理者が負担させる負担金（次項において「管理負担金」という。）の額は、当該流況調整河川管理施設の管理に要する費用の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に特別水利使用者の負担割合を乗じて得た額並びにその者のために行う当該流況調整河川管理施設の管理につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額とする。

7 河川管理者は、前項の規定により管理負担金を算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、特別水利使用者の意見を聴いて、別に管理負担金の額を定めることができる。

（身替り支出法）

第三十八条の五 前条の身替り支出法は、流況調整河川工事の目的である各用途について、身替り建設費を算出し、その金額の合計額に対するその金額の比率をもつて当該流況調整河川工事に要する費用又は流況調整河川管理施設の管理に要する費用の額をあん分した金額をそれぞれ用途についての負担額とする方法とする。

2 前項の身替り建設費は、流況調整河川工事の目的である各用途について、当該流況調整河川工事に替えて、当該流況調整河川工事により生ずる効用と同等の効用を有する施設又は工作物を設置する場合に要する推定の費用の額とする。

（不要支出額）

（身替り支出法）

第三十八条の五 前条の身替り支出法は、法第七十条の二第一項の河川工事の目的である各用途について、身替り建設費を算出し、その金額の合計額に対するその金額の比率をもつて当該河川工事に要する費用又は当該河川工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用の額をあん分した金額をそれぞれの用途についての負担額とする方法とする。

2 前項の身替り建設費は、法第七十条の二第一項の河川工事の目的である各用途について、当該河川工事に替えて、当該河川工事により生ずる効用と同等の効用を有する施設又は工作物を設置する場合に要する推定の費用の額とする。

（特別水利使用者負担金の徴収）

第三十八条の六 第三十八条の四第一項第一号及び第二項第一号イに規定する事業の縮小に係る不要支出額は、流況調整河川工事に要する費用の額と、当該事業の縮小後の流況調整河川管理施設が有する効用と同等の効用を有する施設の建設に要する推定の費用の額との差額とする。

2 第三十八条の四第四項第一号イ及び第三号に規定するすべての特別水利使用者の事業からの撤退に係る不要支出額は、当該撤退に係る流況調整河川工事に要する費用の額と、当該撤退までに建設した当該流況調整河川管理施設のうち治水関係用途に供することができると思われる部分の建設に要する推定の費用の額との差額とする。

(特別水利使用者負担金の徴収)

第三十八条の七 国土交通大臣が負担させる負担金は、毎年度、国土交通大臣が当該年度の事業計画に応じて定める額を、国土交通大臣が当該年度の資金計画に基づいて定める期日に徴収するものとする。

2 事業からの撤退をした特別水利使用者が負担すべき負担金の額として第三十八条の四第二項又は第四項の規定により算出した額が、当該者が事業からの撤退をする前に既に納付した工事負担金の額を超える場合における当該超える額に相当する負担金は、前項の規定にかかわらず、当該事業からの撤退後に国土交通大臣が定めるところにより徴収するものとする。

(工事負担金の還付)

第三十八条の八 国又は都道府県は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額を還付するものとする。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 特別水利使用者が既に納付した工事負担金の全額

第三十八条の六 国土交通大臣が負担させる負担金は、毎年度、国土交通大臣が当該年度の事業計画に応じて定める額を、国土交通大臣が当該年度の資金計画に基づいて定める期日に徴収するものとする。

(特別水利使用者負担金の還付)

第三十八条の七 法第七十条の二第一項の河川工事が廃止されたときは、国又は都道府県は、すでに納付された負担金を還付するものとする。

二 特別水利使用者の事業からの撤退により流況調整河川工事に関する事業が縮小され、又はすべての特別水利使用者が事業からの撤退をした場合 当該者が既に納付した工事負担金の額から当該者について第三十八条の四第二項又は第四項の規定により算出した額を控除した額（当該者が既に納付した工事負担金の額が同条第二項又は第四項の規定により算出した額を超えない場合にあつては零）

（この政令の規定の指定都市の長が一級河川の管理を行う場合への準用）

第五十七条の二 第十条の四第一項、第二十二條第六項、第三十七條第一項、第三十八條第二項、第三十八條の八、第三十九條の三第一項、第四十條第一項及び第二項、第四十二條第四項並びに第四十三條第三項の規定は、法第九條第五項の規定により指定都市の長が一級河川の管理を行う場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	(略)
第三十八條第二項	他の都府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
第三十八條の八、第三十九條の三第一項	都道府県	指定都市	指定都市	指定都市	指定都市
第四十條第一項、第四十二條第四項	第九條第二項	第九條第五項	第九條第二項	第九條第五項	第九條第五項

（この政令の規定の指定都市の長が一級河川の管理を行う場合への準用）

第五十七条の二 第十条の四第一項、第二十二條第六項、第三十七條第一項、第三十八條第二項、第三十八條の七、第三十九條の三第一項、第四十條第一項及び第二項、第四十二條第四項並びに第四十三條第三項の規定は、法第九條第五項の規定により指定都市の長が一級河川の管理を行う場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	(略)
第三十八條第二項	他の都府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
第三十八條の七、第三十九條の三第一項	都道府県	指定都市	指定都市	指定都市	指定都市
第四十條第一項、第四十二條第四項	第九條第二項	第九條第五項	第九條第二項	第九條第五項	第九條第五項

(略) (略) (略)

(この政令の規定の指定都市の長が二級河川の場合への準用)  
 第五十七条の三 第三条、第七条、第十条の四第一項、第二十二條第六項、第三十八條第二項、第三十八條の八、第三十九條の三第一項、第四十一條第二項、第四十三條第三項及び第五十二條の規定は、法第十條第二項の規定により指定都市の長が二級河川の場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	第三条	
	一の都府県知事	他の都府県知事
読み替えられる字句	指定都市の長又は都道府県知事	他の河川管理者
(略)	ある	都道府県知事である
		指定都市の長である

(略) (略) (略)

(この政令の規定の指定都市の長が二級河川の場合への準用)  
 第五十七条の三 第三条、第七条、第十条の四第一項、第二十二條第六項、第三十八條第二項、第三十八條の七、第三十九條の三第一項、第四十一條第二項、第四十三條第三項及び第五十二條の規定は、法第十條第二項の規定により指定都市の長が二級河川の場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	第三条	
	一の都府県知事	他の都府県知事
読み替えられる字句	指定都市の長又は都道府県知事	他の河川管理者
(略)	ある	都道府県知事である
		指定都市の長である

(事務の区分)

第五十七条の五 (略)

一 (略)

二 第九条の二第二項、第十条の四第三項、第十五条第一項及び第二項(第十五条の四第二項、第十六条の四第二項、第十六条の五第四項、第十六条の八第二項、第三十四条第二項及び第三十五条の二第二項において準用する場合を含む。)、第十五条の四第一項、第十六条の四第一項、第十六条の五第一項及び第二項、第十六条の六、第十六条の八第一項、第十六条の九第三項、第十六条の十第二項、第十六条の十一、第二十二条第四項及び第六項、第三十四条第一項、第三十五条の二第二項、第三十八条の三第二項、第三十八条の八、第三十九条の三第二項、第三十九条の四、第三十九条の六、第三十九条の七並びに第四十三条第三項の規定により、二級河川に関して都道府県又は指定都市が処理することとされている事務

(事務の区分)

第五十七条の五 (略)

一 (略)

二 第九条の二第二項、第十条の四第三項、第十五条第一項及び第二項(第十五条の四第二項、第十六条の四第二項、第十六条の五第四項、第十六条の八第二項、第三十四条第二項及び第三十五条の二第二項において準用する場合を含む。)、第十五条の四第一項、第十六条の四第一項、第十六条の五第一項及び第二項、第十六条の六、第十六条の八第一項、第十六条の九第三項、第十六条の十第二項、第十六条の十一、第二十二条第四項及び第六項、第三十四条第一項、第三十五条の二第二項、第三十八条の三第二項、第三十八条の七、第三十九条の三第二項、第三十九条の四、第三十九条の六、第三十九条の七並びに第四十三条第三項の規定により、二級河川に関して都道府県又は指定都市が処理することとされている事務

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

改正案

<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>		政令	（略）	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）	河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>		事務	（略）	<p>第一条第一項、第三項及び第五項並びに第七条第三項（第八条第三項、第九条第七項、第十五条第三項及び第十八条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第九条の二第二項、第十条の四第三項、第十五条第一項及び第二項（第十五条の四第二項、第十六条の四第二項、第十六条の五第四項、第十六条の八第二項、第三十四条第二項及び第三十五条の二第</p>

現行

<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>		政令	（略）	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）	河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>		事務	（略）	<p>第一条第一項、第三項及び第五項並びに第七条第三項（第八条第三項、第九条第七項、第十五条第三項及び第十八条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第九条の二第二項、第十条の四第三項、第十五条第一項及び第二項（第十五条の四第二項、第十六条の四第二項、第十六条の五第四項、第十六条の八第二項、第三十四条第二項及び第三十五条の二第</p>

(略)	<p>所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）</p>	
(略)	<p>第二百十七條第一項第三号並びに第二百十七條の二第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>二項において準用する場合を含む。）、第十五條の四第一項、第十六條の四第一項、第十六條の五第一項及び第二項、第十六條の六、第十六條の八第一項、第十六條の九第三項、第十六條の十第二項、第十六條の十一、第二十二條第四項及び第六項、第三十四條第一項、第三十五條の二第一項、第三十八條の三第二項、第三十八條の八、第三十九條の三第二項、第三十九條の四、第三十九條の六、第三十九條の七並びに第四十三條第三項の規定により、二級河川に關して都道府県又は指定都市が処理することとされている事務</p>

(略)	<p>所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）</p>	
(略)	<p>第二百十七條第一項第三号並びに第二百十七條の二第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>二項において準用する場合を含む。）、第十五條の四第一項、第十六條の四第一項、第十六條の五第一項及び第二項、第十六條の六、第十六條の八第一項、第十六條の九第三項、第十六條の十第二項、第十六條の十一、第二十二條第四項及び第六項、第三十四條第一項、第三十五條の二第一項、第三十八條の三第二項、第三十八條の七、第三十九條の三第二項、第三十九條の四、第三十九條の六、第三十九條の七並びに第四十三條第三項の規定により、二級河川に關して都道府県又は指定都市が処理することとされている事務</p>

改正案

現行

<p>（特定多目的ダム方式負担割合等）</p> <p>第十八条 この章において「特定多目的ダム方式負担割合」とは、特定多目的ダム法施行令（昭和三十二年政令第八十八号）第一条の二から第六条までの規定の例による方法により算定する割合をいう。この場合において、特定施設以外の水資源開発施設にあつては、同令第一条の二第五項、第二条第一項第二号及び第二項、第三条第二項並びに第六条中「国土交通大臣」とあるのは、「独立行政法人水資源機構法第三十七条第二項に規定する主務大臣」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この章において「投資可能限度額」とは、水資源開発施設の新築又は改築に関する事業の目的である各用途について特定多目的ダム法施行令第五条の規定の例により算出した金額又は同令第六条の規定の例により算出した金額のうちいずれか少ない金額から、当該水資源開発施設の効用を全うするため必要な水路、建物、機械その他の施設又は工作物で専ら当該用途に供されるものの新築又は改築に要する費用の額を控除した金額をいう。この場合において、特定施設以外の水資源開発施設にあつては、同条中「国土交通大臣」とあるのは、「独立行政法人水資源機構法第三十七条第二項に規定する主務大臣」と読み替えるものとする。</p> <p>（特定施設の新築又は改築に係る交付金の額の算出方法等）</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 治水関係用途に係る部分の縮小と併せて水道若しくは工業用水道</p>	<p>（特定多目的ダム方式負担割合等）</p> <p>第十八条 この章において「特定多目的ダム方式負担割合」とは、特定多目的ダム法施行令（昭和三十二年政令第八十八号）第一条の二から第六条までの規定の例による方法により算定する割合をいう。この場合において、特定施設以外の水資源開発施設にあつては、同令第一条の二ただし書、第二条第一項第二号及び第二項、第三条第二項並びに第六条中「国土交通大臣」とあるのは、「独立行政法人水資源機構法第三十七条第二項に規定する主務大臣」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この章において「投資可能限度額」とは、水資源開発施設の新築又は改築に関する事業の目的である各用途について特定多目的ダム法施行令第五条の規定の例により算出した金額又は同令第六条の規定の例により算出した金額のうちいずれか少ない金額から、当該水資源開発施設の効用を全うするため必要な水路、建物、機械その他の施設又は工作物で専ら当該用途に供されているものの新築又は改築に要する費用の額を控除した金額をいう。この場合において、特定施設以外の水資源開発施設にあつては、同条中「国土交通大臣」とあるのは、「独立行政法人水資源機構法第三十七条第二項に規定する主務大臣」と読み替えるものとする。</p> <p>（特定施設の新築又は改築に係る交付金の額の算出方法等）</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 治水関係用途に係る部分の縮小と併せて水道若しくは工業用水道</p>
---	--



の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退があった場合 次の式により算出した額及びその額に対応する前条の利息の額（法第二十四条第一項に規定する者が負担すべきものが含まれるときは、その部分を控除した額）

$$\frac{U}{U+Ef+Ew} \times (U+Ef+Ew)$$

この式において、U、Ef、Ew、Uf及びUwは、それぞれ次の数値を表すものとする。

U 前号イに掲げる額

Ef 当該事業の縮小後において、治水関係用途について前項の規定により算出した額（前条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）が、当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該用途に係る投資可能限度額を超える場合にあつては当該超える額、当該投資可能限度額を超えない場合にあつては零

Ew 前号ロに掲げる額。この場合において、同号ロ中「当該者の投資可能限度額」とあるのは、「当該者の当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該者の投資可能限度額」とする。

Uf 治水関係用途に係る部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

Uw 水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

3～7 (略)

第三十条 (略)

2 (略)

の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退があった場合 次の式により算出した額及びその額に対応する前条の利息の額（法第二十四条第一項に規定する者が負担すべきものが含まれるときは、その部分を控除した額）

$$\frac{U}{U+Ef+Ew} \times (U+Ef+Ew)$$

この式において、U、Ef、Ew、Uf及びUwは、それぞれ次の数値を表すものとする。

U 前号イに掲げる額

Ef 当該事業の縮小後において、治水関係用途について前項の規定により算出した額（前条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）が、当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該用途に係る投資可能限度額を超える場合にあつては当該超える額、当該投資可能限度額を超えない場合にあつては零

Ew 前号ロに掲げる額。この場合において、同号ロ中「当該者の投資可能限度額」とあるのは、「当該者が当該用途に係る部分を縮小しないものと仮定した場合における当該者の投資可能限度額」とする。

Uf 治水関係用途に係る部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合に推定される前号イに掲げる額

Uw 水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつたものと仮定した場合に推定される前号イに掲げる額

3～7 (略)

第三十条 (略)

2 (略)

一 (略)

イ 水道等専用施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合にあっては、当該事業の縮小に係る不要支出額（前条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）。この場合において、当該水道等専用施設に關し水道若しくは工業用水道の用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をした者が二以上あるときは、当該不要支出額に、当該二以上の者のそれぞれが単独で当該用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合における当該不要支出額の合計額に対するその者が単独で当該用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合における当該不要支出額の割合を乗じて得た額とする。

ロ (略)

ハ 水道等共同施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合にあっては、次に掲げる額を合算した額（当該水道等共同施設に關し水道若しくは工業用水道の用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をした者が二以上あるときは、当該合算した額に、当該二以上の者のそれぞれが単独で当該用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合における(1)に掲げる額の合計額に対するその者が単独で当該用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合における(1)に掲げる額の割合を乗じて得た額）

(1)・(2) (略)

(3) 当該事業の縮小後において、流水を水道又は工業用水道の用に供する者の当該水道等共同施設に係る費用の負担についての前項第二号に掲げる額に当該者に当該水道等共同施設を利用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額からその額に含まれる機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を加え

一 (略)

イ 水道等専用施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合にあっては、当該事業の縮小に係る不要支出額（前条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）。この場合において、当該水道等専用施設に關し水道若しくは工業用水道の用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をした者が二以上あるときは、当該不要支出額に、当該二以上の者のそれぞれが単独で当該用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合に推定される当該不要支出額の合計額に対するその者が単独で当該用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合に推定される当該不要支出額の割合を乗じて得た額とする。

ロ (略)

ハ 水道等共同施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合にあっては、次に掲げる額を合算した額（当該水道等共同施設に關し水道若しくは工業用水道の用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をした者が二以上あるときは、当該合算した額に、当該二以上の者のそれぞれが単独で当該用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合に推定される(1)に掲げる額の合計額に対するその者が単独で当該用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合に推定される(1)に掲げる額の割合を乗じて得た額）

(1)・(2) (略)

(3) 当該事業の縮小後において、流水を水道又は工業用水道の用に供する者の当該水道等共同施設に係る費用の負担についての前項第二号に掲げる額に当該者に当該水道等共同施設を利用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額からその額に含まれる機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を加え

た額が、当該者の投資可能限度額（当該者が当該用途に係る部分を縮小したときは、当該者の当該用途に係る部分の縮小がな  
いものと仮定した場合における当該者の投資可能限度額）を超  
えるときにあつては当該超える額（当該投資可能限度額を超え  
る者が二以上あるときは、当該超える額の合計額）、当該投資  
可能限度額を超えないときにあつては零

(4) (略)

二 水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの  
撤退と併せて治水関係用途に係る部分の縮小又はかんがい排水の用  
途に係る部分の縮小があつた場合 前号イ又はロに掲げる額と次の  
式により算出した額（水道等共同施設に関し水道若しくは工業用水  
道に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をした者が二以上あると  
きは、当該算出した額に、当該二以上の者のそれぞれが単独で当該  
用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した  
場合における同号ハ(1)に掲げる額の合計額に対するその者が単独で  
当該用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定  
した場合における同号ハ(1)に掲げる額の割合を乗じて得た額）とを  
合算した額及びその額に対応する前条の利息の額

$$(U + Efa + Ew) \times \frac{Ufa + Uw}{Uw}$$

この式において、U、Efa、Ew、Ufa及びUwは、それぞれ次の数値を  
表すものとする。

U 前号ハ(1)に掲げる額

Efa 当該水道等共同施設が特定施設である場合にあっては前号  
ハ(2)に掲げる額、当該水道等共同施設がかんがい排水等共同  
施設である場合にあっては同号ハ(4)に掲げる額。この場合に  
おいて、同号ハ(2)及び(4)中「当該用途に係る投資可能限度額  
」とあるのは、「当該用途に係る部分の縮小がないものと仮  
定した場合における当該用途に係る投資可能限度額」とする。

た額が、当該者が当該用途に係る部分を縮小しないものと仮定  
した場合における当該者の投資可能限度額を超えるときにあつ  
ては当該超える額（当該投資可能限度額を超える者が二以上あ  
るときは、当該超える額の合計額）、当該投資可能限度額を超  
えないときにあつては零

(4) (略)

二 水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの  
撤退と併せて治水関係用途に係る部分の縮小又はかんがい排水の用  
途に係る部分の縮小があつた場合 前号イ又はロに掲げる額と次の  
式により算出した額（水道等共同施設に関し水道若しくは工業用水  
道に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をした者が二以上あると  
きは、当該算出した額に、当該二以上の者のそれぞれが単独で当該  
用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した  
場合に推定される同号ハ(1)に掲げる額の合計額に対するその者が単  
独で当該用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと  
仮定した場合に推定される同号ハ(1)に掲げる額の割合を乗じて得た  
額）とを合算した額及びその額に対応する前条の利息の額

$$(U + Efa + Ew) \times \frac{Ufa + Uw}{Uw}$$

この式において、U、Efa、Ew、Ufa及びUwは、次の数値を表すもの  
とする。

U 前号ハ(1)に掲げる額

Efa 当該水道等共同施設が特定施設である場合にあっては前号  
ハ(2)に掲げる額、当該水道等共同施設がかんがい排水等共同  
施設である場合にあっては同号ハ(4)に掲げる額。この場合に  
おいて、同号ハ(2)及び(4)中「当該用途に係る投資可能限度額  
」とあるのは、「当該用途に係る部分の縮小がないものと仮  
定した場合における当該用途に係る投資可能限度額」とする。

Ew 前号ハ(3)に掲げる額

Ufa 当該水道等共同施設が特定施設であり、かつ、治水関係用途に係る部分の縮小があつた場合にあつては当該部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合における前号ハ(1)に掲げる額、当該水道等共同施設がかんがい排水等共同施設であり、かつ、かんがい排水の用途に係る部分の縮小があつた場合にあつては当該部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合における同号ハ(1)に掲げる額

Uw 水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつたものと仮定した場合における前号ハ(1)に掲げる額

3 水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合において、流水を水道又は工業用水道の用に供する者の水道等共同施設に係る費用の負担についての第一項第二号に掲げる額に当該者に当該水道等共同施設を利用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額からその額に含まれる機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を加えた額が、当該者の投資可能限度額（当該者が水道又は工業用水道の用途に係る部分を縮小したときは、当該者の当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該者の投資可能限度額）を超えるときは、当該者に係る水道等負担金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該超える額及びその額に対応する前条の利息の額に相当する額を控除した額とする。

4・5 (略)

(水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が廃止された場合の負担金)

第三十二条 水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が廃止された場合において、法第二十五条第二項の規定により流水を水道又は工業

Ew 前号ハ(3)に掲げる額

Ufa 当該水道等共同施設が特定施設であり、かつ、治水関係用途に係る部分の縮小があつた場合にあつては当該部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合に推定される前号ハ(1)に掲げる額、当該水道等共同施設がかんがい排水等共同施設であり、かつ、かんがい排水の用途に係る部分の縮小があつた場合にあつては当該部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合に推定される同号ハ(1)に掲げる額

Uw 水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつたものと仮定した場合に推定される前号ハ(1)に掲げる額

3 水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合において、流水を水道又は工業用水道の用に供する者の水道等共同施設に係る費用の負担についての第一項第二号に掲げる額に当該者に当該水道等共同施設を利用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額からその額に含まれる機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を加えた額が、当該者の投資可能限度額（当該者が水道又は工業用水道の用途に係る部分を縮小したときは、当該者の当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該者の投資可能限度額）を超えるときは、当該者に係る水道等負担金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該超える額及びその額に対応する前条の利息の額に相当する額を控除した額とする。

4・5 (略)

(水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が廃止された場合の負担金)

第三十二条 水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が廃止された場合において、法第二十五条第二項の規定により流水を水道又は工業

用水道の用に供しようとしていた者（当該事業の廃止前に事業からの撤退をした者を除く。以下この条において同じ。）が同項に規定する費用につき負担する負担金の額は、次に掲げる額を合算した額及びその額に対応する第二十九条の利息の額（法第三十五条の規定による補助金があるときは、当該補助金でその者に係るものの額を控除した額）とする。ただし、これにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、主務大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができ。

- 2 (略)  
一・二 (略)

2 (土地改良区負担金)

第三十三条 (略)

- 2 (略)

- 3 (略)

- 一 (略)

二 かんがい排水の用途に係る部分の縮小と併せて水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退があった場合前号イに掲げる額と次の式により算出した額とを合算した額

$$U_a \frac{(U + E_w + E_a) \times U_w + U_a}{U_w + U_a}$$

この式において、U、E<sub>w</sub>、E<sub>a</sub>、U<sub>w</sub>及びU<sub>a</sub>は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- U 前号ロ(1)に掲げる額  
E<sub>w</sub> 前号ロ(2)に掲げる額。この場合において、同号ロ(2)中「当該者の投資可能限度額」とあるのは、「当該者の当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該者の投資可能限度額」とする。  
E<sub>a</sub> 当該事業の縮小後において、かんがい排水の用途について

用水道の用に供しようとしていた者（当該事業の廃止前に事業からの撤退をした者を除く。以下この条において同じ。）が同項に規定する費用につき負担する負担金の額は、次に掲げる額を合算した額及びその額に対応する第二十九条の利息の額とする。この場合において、法第三十五条の規定による補助金があるときは、当該補助金でその者に係るものの額を控除するものとする。

- 2 (略)  
一・二 (略)

2 (土地改良区負担金)

第三十三条 (略)

- 2 (略)

- 3 (略)

- 一 (略)

二 かんがい排水の用途に係る部分の縮小と併せて水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退があった場合前号イに掲げる額と次の式により算出した額とを合算した額

$$U_a \frac{(U + E_w + E_a) \times U_w + U_a}{U_w + U_a}$$

この式において、U、E<sub>w</sub>、E<sub>a</sub>、U<sub>w</sub>及びU<sub>a</sub>は、次の数値を表すものとする。

- U 前号ロ(1)に掲げる額  
E<sub>w</sub> 前号ロ(2)に掲げる額。この場合において、同号ロ(2)中「当該者の投資可能限度額」とあるのは、「当該者が当該用途に係る部分を縮小しないものと仮定した場合における当該者の投資可能限度額」とする。  
E<sub>a</sub> 当該事業の縮小後において、かんがい排水の用途について

前項第一号口の規定により算出した額が、当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該用途に係る投資可能限度額を超える場合にあつては当該超える額、当該投資可能限度額を超えない場合にあつては零

Uw 水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつたものと仮定した場合における前号口(1)に掲げる額

Ua かんがい排水の用途に係る部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合における前号口(1)に掲げる額

4・5 (略)

(水資源開発施設等の管理及び災害復旧工事に要する費用の負担)

第三十六条 法第二十五条第一項の規定により水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供する者が当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事につき負担する負担金の額は、次の式により算出した額にその者のために行う当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額並びにその額に対応する前条第一項の利息の額とする。ただし、これにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、主務大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、当該負担金を負担する者の意見を聴いて、別に負担金の額を定めることができる。

$$M \times \frac{C}{\sum P_{wi}} + T \times \frac{P_{wi}}{\sum P_{wi}}$$

この式において、M、C、 $P_{wi}$ 、T及び $P_{wi}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

M 当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用で前条に規定するものの額(消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を

前項第一号口の規定により算出した額が、当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該用途に係る投資可能限度額を超える場合にあつては当該超える額、当該投資可能限度額を超えない場合にあつては零

Uw 水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつたものと仮定した場合に推定される前号口(1)に掲げる額

Ua かんがい排水の用途に係る部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合に推定される前号口(1)に掲げる額

4・5 (略)

(水資源開発施設等の管理及び災害復旧工事に要する費用の負担)

第三十六条 法第二十五条第一項の規定により水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供する者が当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事につき負担する負担金の額は、次の式により算出した額にその者のために行う当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額並びにその額に対応する前条第一項の利息の額とする。ただし、これにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、主務大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、当該負担金を負担する者の意見を聴いて、別に負担金の額を定めることができる。

$$M \times \frac{C}{\sum P_{wi}} + T \times \frac{P_{wi}}{\sum P_{wi}}$$

この式において、M、C、 $P_{wi}$ 、T及び $P_{wi}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

M 当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含

控除した額)

一 当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用に係る前条第一項の利息の額

二 ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該水資源開発施設に係るものの額

三 河川法第六十六条、第六十七条又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

C 当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の額(消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額)

一 当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用に係る第二十九条の利息の額

二 当該水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合における当該事業の縮小に係る不要支出額(前号に掲げる額を除く。)

三 当該水資源開発施設の新築又は改築に関する事業に事業からの撤退をした者がある場合において、当該者の当該水資源開発施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額(第一号に掲げる額を除く。)

四 法第二十七条の規定により機構が負担させる費用の額

Pwl 五 河川法第六十六条、第六十七条又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

Pwi その者について第三十条第一項各号に掲げる額を合算した額。この場合において、同項第一号口及び第二号口中「法第十三条第一項の事業実施計画の変更の場合であつて当該変更前に」とあるのは、「当該水資源開発施設の新築又は改築に関する事業に」とする。

T ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該水資源開発施設に係るものの額

Pwi 流水を水道又は工業用水道の用に供する者について第三十

まれるときは、当該額を控除した額)

一 当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用に係る前条第一項の利息の額

二 ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該水資源開発施設に係るものの額

三 河川法第六十六条、第六十七条又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

C 当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の額(消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額)

一 当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用に係る第二十九条の利息の額

二 当該水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合における当該事業の縮小に係る不要支出額(前号に掲げる額を除く。)

三 当該水資源開発施設の新築又は改築に関する事業に事業からの撤退をした者がある場合において、当該者の当該水資源開発施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額(第一号に掲げる額を除く。)

四 法第二十七条の規定により機構が負担させる費用の額

Pwl 五 河川法第六十六条、第六十七条又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

Pwi その者について第三十条第一項各号に掲げる額を合算した額。この場合において、同項第一号口及び第二号口中「法第十三条第一項の事業実施計画の変更の場合であつて当該変更前に」とあるのは、「当該水資源開発施設の新築又は改築に関する事業に」とする。

T ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該水資源開発施設に係るものの額

Pwi 流水を水道又は工業用水道の用に供する者について第三十

条第一項各号に掲げる額を合算した額。この場合において、同項第一号ロ及び第二号ロ中「法第十三条第一項の事業実施計画の変更の場合であつて当該変更前に」とあるのは、「当該水資源開発施設の新築又は改築に関する事業に」とする。

2 法第二十五条第三項の規定により愛知豊川用水施設を利用して流水を発電、水道又は工業用水道の用に供する者が当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事につき負担する負担金の額は、次の式により算出した額にその者のために行う当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額並びにその額に対応する前条第一項の利息の額とする。

$$M \times R + T$$

この式において、M、R及びTは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- M 当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事に要する費用の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額）
  - 一 当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事に要する費用に係る前条第一項の利息の額
  - 二 ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該愛知豊川用水施設に係るものの額
- R その者が当該愛知豊川用水施設により受ける利益及びその者が当該愛知豊川用水施設を利用する態様を勘案し、かつ、その者の意見を聴いて農林水産大臣が定める割合
- T ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該愛知豊川用水施設に係るものの額のうち、その者の意見を聴いて農林水産大臣が定める額

条第一項各号に掲げる額を合算した額。この場合において、同項第一号ロ及び第二号ロ中「法第十三条第一項の事業実施計画の変更の場合であつて当該変更前に」とあるのは、「当該水資源開発施設の新築又は改築に関する事業に」とする。

2 法第二十五条第三項の規定により愛知豊川用水施設を利用して流水を発電、水道又は工業用水道の用に供する者が当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事につき負担する負担金の額は、次の式により算出した額にその者のために行う当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額並びにその額に対応する前条第一項の利息の額とする。

$$M \times R + T$$

この式において、M、R及びTは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- M 当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事に要する費用の額（機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額）
  - 一 当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事に要する費用に係る前条第一項の利息の額
  - 二 ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該愛知豊川用水施設に係るものの額
- R その者が当該愛知豊川用水施設により受ける利益及びその者が当該愛知豊川用水施設を利用する態様を勘案し、かつ、その者の意見を聴いて農林水産大臣が定める割合
- T ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該愛知豊川用水施設に係るものの額のうち、その者の意見を聴いて農林水産大臣が定める額